

広島県選挙管理委員会告示第四十二号

令和八年四月二十六日執行の府中市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和八年七月三十日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

裁 決 書

鹿児島県薩摩川内市平佐一丁目13番地101号

審査申立人 永井 豪

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和8年5月19日付けで提起された令和8年4月26日執行の府中市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、広島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを却下する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力について、令和8年5月7日に府中市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し異議の申出をしたところ、市委員会は同月11日付けでこの異議申出を却下する旨の決定を行った。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、市委員会の決定を取り消し、本件選挙における当選人の当選を無効とする旨の裁決を求めて、本件審査の申立てを行ったもので、その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

本件選挙の当選結果が変わる可能性があるため、票を数え直すべきである。

裁決の理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第2項は、地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する審査の申立てについて、同条第1項に規定する異議の申出に係る市町村の選挙管理委員会の決定に「不服がある者」が行うことができる旨を定めている。第一審たる異議の申出を提起しうる者は「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」に限られることから、審査の申立てを提起しうる者もまた「不服がある選挙人又は公職の候補者」に限定される。また、選挙訴訟を提起しうる選挙人については、「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加しうる権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している」（昭和39年2月26日最高裁判所大法廷判決）との法意に照らせば、「選挙人又は公職の候補者」とは、当該選挙区に所属する選挙人又は当該選挙に係る公職の候補者に限られると解するのが相当である。

当委員会において、申立人の住民登録等の状況を調査したところ、申立人は、本件選挙の選挙人ではなく、また公職の候補者ではないため、法第206条第1項の「選挙人又は公

職の候補者」に該当しない。

したがって、申立人による本件審査の申立ては不適法である。

よって、当委員会は、主文の通り裁決する。

令和8年7月21日

広島県選挙管理委員会

委員長 大 辻 茂

教 示

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、広島高等裁判所に訴訟を提起することができる。